

5-6. 主幹教諭及び指導教諭選考のための受験資格(職種資格・推薦者)(令和7年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
36 徳島県	徳島県公立小・中学校教員及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員	徳島県公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校、徳島県立中学校の教員及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教諭	徳島県公立小・中学校教諭及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教諭	徳島県公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校、徳島県立中学校の教員及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員	推薦者(市町村教育委員会、所属長)	推薦不要	推薦者(市町村教育委員会、所属長)	推薦不要
37 香川県	原則として教務主任管理職候補者として登録された者の中から選考する	教諭、養護教諭、栄養教諭	小学校若しくは中学校教員免許状を所有する者	-	推薦不要	推薦不要(校長による意見書を求めている)	校長(所属長)	-
38 愛媛県	小中学校教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者	-	制限なし	制限なし	(教頭任用候補者選考審査を受審した者の中から推薦する場合) 教育事務所長 (教頭任用候補者選考審査を受審した以外の者の中から推薦する場合) 校長、市町教育委員会教育長	-	推薦不要	推薦不要
39 高知県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭	併用 推薦者 市町村教委教育長 教育事務所長	併用 推薦者 学校長	推薦不要	推薦不要
40 福岡県	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
41 佐賀県	指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭	指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭	併用 推薦者(所属長、市町教育委員会教育長)	併用 推薦者(所属長)	併用 推薦者(所属長、市町教育委員会教育長)	併用 推薦者(所属長)
42 長崎県	指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	推薦不要(市町教委、校長による調書を提出)	所属長	推薦不要(市町教委、校長による調書を提出)	所属長
43 熊本県	教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭	指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、指導主事	-	教諭	市町村立学校教員にあっては市町村教育委員会教育長、その他にあっては所属長	併用 推薦者(校長、所属課長)	-	(ア)熊本県高等学校教育研究会部会長 (イ)校種別校長会(商業・工業・農業・特別支援学校)会長 (ウ)高校教育課長・体育保健課長・県立教育センター所長 (エ)所属長(県立学校長)
44 大分県	教諭 教委事務局等職員(教諭として採用された者)	教諭 教委事務局等職員(教諭として採用された者)	教委事務局等職員(教諭として採用された者)	教諭 教委事務局等職員(教諭として採用された者)	市町村教育委員会の推薦	学校長の推薦	市町村教育委員会の推薦	学校長の推薦
45 宮崎県	教育に関する職の経験10年以上又は、48歳以上で教職経験3年以上	教育に関する職の経験10年以上又は、48歳以上で教職経験3年以上	教諭	教諭	校長	校長	校長	校長
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	教諭	教諭	-	-	校長、市町村教育委員会教育長	所属長	-	-
48 札幌市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	推薦不要 ※推薦は不要としているが、校長の意見書を求めている。	推薦不要 ※推薦は不要としているが、校長の意見書を求めている。	-	-
49 仙台市	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	-	推薦不要	-	-	-
50 さいたま市	主幹教諭の職を設置しているが、主幹教諭のみの選考は実施していない。	主幹教諭の職を設置しているが、主幹教諭のみの選考は実施していない。	-	-	推薦不要 ※管理職候補者名簿に登載された者の中から、主幹教諭に充てる。	推薦不要 ※管理職候補者名簿に登載された者の中から、主幹教諭に充てる。	-	-
51 千葉市	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	-	所属長	-	-	-
52 川崎市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭	-	-	校長	校長	-	-
53 横浜市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭	-	-	校長	校長	-	-
54 相模原市	制限なし	-	-	-	校長	-	-	-
55 新潟市	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	-	推薦不要	-	-	-
56 静岡市	教諭(指導主事等を含む)	-	-	-	併用 推薦者(所属長)	-	-	-
57 浜松市	制限なし	-	-	-	校長 教育委員会	-	-	-
58 名古屋	制限なし	-	-	-	推薦不要	-	-	-
59 京都市	教諭	教諭	教諭	教諭	校長	校長	校長	校長
60 大阪市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	校長	校長	校長	校長
61 堺市	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	校長	校長	校長	校長
62 神戸市	制限なし	制限なし	-	-	校長	校長	-	-
63 岡山市	教諭の専修免許状又は一種免許状を有する	-	教諭の専修免許状又は一種免許状を有する	-	校長	-	校長	-
64 広島市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	推薦不要	推薦不要	-	-
65 北九州市	教諭、養護教諭または栄養教諭	-	教諭、養護教諭または栄養教諭	-	推薦不要	-	推薦不要	-
66 福岡市	教諭	教諭	教諭	教諭	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
67 熊本市	教諭、養護教諭、栄養教諭、教育委員会事務局等職員	-	-	-	推薦不要	-	-	-

(注1) 表中見出しの「県立」とは、都道府県立・指定都市立学校を示す。

(注2) 「-」は、選考試験を実施していない場合を表す。